

このニュースは、市内で防災に関わる住民の皆さんに、動きや情報を提供します。

### ○出水期（しゅっすいき）に備えましょう！

今年もいよいよ出水期を迎えます。出水期とは一般的に梅雨や台風などで大雨や洪水、土砂災害が発生しやすい時期（6月～10月）をいいます。市民の皆さまには、日頃からハザードマップや自宅周辺の指定避難所を確認し、いざという時に備え、非常持ち出し品の準備をお願いします。

また、気象情報や避難情報に十分に注意し、危険を感じた場合は早めの避難行動をとってください。特に高齢者や避難に時間を要する方は、早めの避難を心がけましょう！隣近所で助け合い、高齢者の一人暮らしや体の不自由な方が地域に取り残されることのないよう配慮をお願いします。



### ○避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは・・・

大和郡山市では、避難行動要支援者を下記のとおり定めています。

(※今後定義を変更する可能性あり)

- 70歳以上の高齢者のみの世帯
- 身体障害者手帳1、2級所持者
- 精神障害者手帳1級所持者
- 要介護度3以上
- 療育手帳A所持者
- 難病患者



避難行動要支援者名簿とは・・・

避難行動要支援者のうち、事前に同意をいただいた方の情報を名簿に登録します。この名簿は民生委員や警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、また市と協定を結んだ自主防災組織(自治会)といった支援者に平常時から配布し、災害などのいざという時に備えるという仕組みです。

## 自主防災組織(自治会)の要支援者対策について…

- ① 要支援者名簿や要支援者より提出されたマイ個別避難計画を活用して、平常時より要支援者を把握する。
- ② 災害時に、自主防災組織(自治会)として要支援者の安否確認等をどのように行うか決めておく。

→要支援者の状況は日々変化するものです。地域の会合やクリーンキャンペーンなどの際に「顔の見える関係」の構築をはかり、地域で災害時に助けが必要になりそうな方の把握を宜しくお願い致します。

## ～自主防災組織の皆様へ～

避難行動要支援者名簿は、自主防災組織へは個人情報取扱いに関する協定を市と締結していただいた上で、お渡ししています。



民生委員の皆様には情報提供していますが、守秘義務が課せられているため、協定を締結していない自主防災組織との日常的な情報共有は難しい状況です。自主防災組織の皆様におかれましては、協定を締結していただき、地域の防災にお役立ていただきますようお願い致します。



自治会などの防災出前講座依頼も受付中！

少人数でも訪問します。災害対策課までご相談ください。

このニュースは、災害対策課、市内の各支所、矢田コミュニティ会館、南部公民館で配布しています。また、市のHPでもご覧になれます。

[大和郡山防災ニュース](#) [🔍](#) [検索](#)

消防団のニュースは、『大和郡山市消防団へようこそ！』をご覧ください。

[大和郡山市消防団へようこそ](#) [🔍](#) [検索](#)